



令和4年度水質検査計画

水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項により策定が義務付けられており、定期の水質検査の水質検査項目、採水の場所、検査の回数等の内容及び臨時の水質検査の内容を記載し、需要者に対して情報提供することとされています。

[水質検査計画の内容]

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 基本方針 | 7 水質検査結果の公表 |
| 2 盛岡市水道事業の概要 | 8 水質検査結果の評価 |
| 3 水源及び水道の水質状況 | 9 水質検査計画の見直し |
| 4 水質検査の項目等の設定 | 10 水質検査の精度と信頼性の確保 |
| 5 水質検査方法 | 11 関係者との連携 |
| 6 臨時の水質検査 | |

盛岡市上下水道局

1 基本方針

水道利用者が、安全でおいしい水をいつでも利用できることを目的として、水道水の品質保証と品質管理のための水質検査を以下の方針で行います。

- (1) 水質検査は、水道法で義務付けられている給水栓（蛇口）水のほか、検査義務のない浄水場配水池、浄水処理工程水、原水である河川水や地下水、取水口の上流水源についても行います。これらの検査を行うことにより、末端である給水栓の水質のみならず、水源や処理工程を含めた全体の水質状況を正確に把握し、適切な浄水処理に活かすことが可能となります。
- (2) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム等及びその他水質管理上必要な項目についても行います。また、浄水場上流河川の被汚染状況を把握するため、浄水場上流域において水源域環境項目調査を行います。
- (3) 主な検査における検査回数は以下のとおり設定し実施します。
 - ① 毎日検査は、1日1回行います。
 - ② 水質基準項目は水道法に基づき適切な検査回数を設定し検査を行います。詳細は「4(2) 水質基準項目」のとおりです。
 - ③ 水質管理目標設定項目は、項目により年1回以上、適切な検査回数を設定し検査を行います。
 - ④ クリプトスポリジウム等検査は、原水で原則年4回の検査を行います。

2 盛岡市水道事業の概要

(1) 給水状況

過去3年間の給水状況は以下のとおりです。

表1 盛岡市の給水状況

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
行政区域内人口 (A) (人)	285,859	287,326	288,816
給水区域内人口 (人)	282,744	284,149	285,531
行政区域面積 (km ²)	886.47	886.47	886.47
給水区域面積 (km ²)	139.27	139.23	138.88
給水人口 (B) (人)	280,784	282,143	283,379
給水世帯数 (世帯)	134,921	133,937	133,033
水道普及率 (B/A×100) (%)	98.2	98.2	98.1
一日平均配水量 (m ³)	83,014	81,623	82,652
一日最大配水量 (m ³)	90,109 (6月10日)	89,767 (8月1日)	92,631 (8月23日)
取水能力 (m ³ /日)	120,287	120,287	120,287
配水能力 (m ³ /日)	113,247	113,247	113,247

(2) 浄水施設の概要

盛岡市の水道を浄水場系統ごとに分類すると、米内浄水場系統、中屋敷浄水場系統、沢田浄水場系統、新庄浄水場系統、生出浄水場系統、刈屋浄水場系統及び前田浄水場系統の合計7系統に分類されます。

盛岡市における各浄水場の施設概要を次表に示します。

表2 盛岡市の浄水施設概要

	米内浄水場	中屋敷浄水場	沢田浄水場	新庄浄水場	生出浄水場	刈屋浄水場	前田浄水場
所在地	上米内字中居49番1外	中屋敷町103番2外	東中野字沢田5番2外	加賀野字桜山86番外	下田字仲平5番3外	滝沢市後268番1130	姫神岳国有林第63林班い1小班
敷地面積(m ²)	25,438.80	11,072.00	39,015.62	50,305.18	3,693.52	300.00	1,121
原水の種類	米内川表流水	雫石川表流水	築川表流水	綱取ダム表流水 中津川表流水	地下水(湧水)	地下水(深井戸)	芦名沢川支流 通称北ノ又沢
一日平均配水量(※)(m ³ /日)	23,527	9,214	24,717	21,949	3,266	312	29
浄水処理方法	【緩速系】 ・普通沈でん ・緩速ろ過 ・塩素消毒 【急速系】 ・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・活性炭ろ過 ・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・塩素消毒 ・粉末活性炭	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・急速ろ過 ・活性炭ろ過 ・塩素消毒	・塩素消毒	・塩素消毒	・凝集沈でん ・中間塩素処理 ・塩素消毒 ・急速ろ過
沈でん池	【緩速系】 ・普通常流式 【急速系】 ・上向流傾斜板 沈降装置付高速 凝集スラリー循環形	・上向流傾斜板 沈降装置付高速 凝集脈動形	・横流式傾斜板	・移動式傾斜板 横流式	—	—	・横流式傾斜管
ろ過池	【緩速系】 ・砂ろ過 【急速系】 ・重力式多孔管 型砂ろ過	・重力式砂ろ過	・重力式レオポ ルト型複層ろ過 (ろ過砂・アン スラサイト)	・自然平衡型複 層ろ過(ろ過砂・ アンスラサイト)	—	—	・砂ろ過
高度処理	—	粒状活性炭	粉末活性炭	粒状活性炭	—	—	—
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	ポリ塩化アルミニウム	—	—	ポリ塩化アルミニウム
pH調整剤	苛性ソーダ 25%	苛性ソーダ 25%	苛性ソーダ 25%	苛性ソーダ 25%	—	—	苛性ソーダ 25%
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 12%	次亜塩素酸ナトリウム 6%	次亜塩素酸ナトリウム 6%

(※) 令和2年度実績値

3 水源及び水道の水質状況

(1) 原水の水質状況

各浄水場における原水水質の管理上注目すべき項目を次表に示します。各浄水場では、原水水質検査結果、常時計測データ等から、浄水処理の適正管理に努めています。

表3 原水水質の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目

	米内 浄水場	中屋敷 浄水場	沢田 浄水場	新庄 浄水場	生出 浄水場	刈屋 浄水場	前田 浄水場	水質管理上留意すべき水質項目
耐塩素感染性原虫	○	○	○	○	○	○	○	クリプトスポリジウム等, 指標菌
降雨による濁質増加	○	○	○	○			○	濁度, アルカリ度
農薬類の散布	○	○	○	○				農薬類
油類の流入	○	○	○	○			○	臭気
有機汚濁物質の増加	○	○	○	○			○	消毒副生成物(THMs等), 紫外線吸光度
水中微生物の増殖	○	○	○	○				ジェオスミン, 2-MIB, 臭気
ダム湖底層部からの溶出	○	○	○	○				マンガン, 亜硝酸態窒素, アンモニア態窒素
有機溶剤等の地下浸透					○	○		トリクロロエチレン, ベンゼン等
地質の影響・温泉排水		○			○	○		ヒ素, フッ素, ホウ素

(2) 水道水の水質状況

水質基準項目は、水道水中の大腸菌や鉛、有機化合物などの「健康に関連する項目」（表4-2における項目番号1～31）と、水道水の味・においや器具への水垢の付きにくさなどの「水道水が有すべき性状に関する項目」（表4-2における項目番号32～51）に分類することができます。前者は水道水を体重50kgの人が1日2L、70年間毎日飲用を続けたとしても健康影響を生じない濃度等として設定され、後者は利水上の障害を生じない濃度として設定されています。

盛岡市の水道水は、各浄水場において原水水質の状況や汚染となりうる要因を踏まえて適切な浄水処理を行っており、これまでの水道水質検査結果によると、すべての項目で水質基準を十分に満たし安全で品質の良い水を利用者に供給しています。

なお、過去3年間（平成31～令和3年度）の各浄水場系統給水栓の水質検査結果を次頁以降に示します。

米内浄水場系給水栓の水質状況(平成31～令和3年度)

No.	項目名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			R1-R3	R3年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	0			0			1	0	0	1	100	1%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.002			<0.002			<0.005	0.02	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.31	0.08	0.17	0.26	0.06	0.16	0.22	0.05	0.15	0.31	10	3%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			0.06	<0.06	<0.06	<0.06			0.06	0.6	10%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.008	0.001	0.005	0.007	0.001	0.004	0.006	0.002	0.004	0.008	0.06	13%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	<0.003	<0.003	0.005	<0.003	<0.003	0.004	<0.003	<0.003	0.005	0.03	17%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001			0.001	0.1	1%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.013	0.002	0.007	0.010	0.002	0.006	0.009	0.004	0.007	0.013	0.1	13%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.008	<0.003	0.003	0.008	<0.003	0.003	0.006	<0.003	0.003	0.008	0.03	27%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.004	0.001	0.002	0.003	0.001	0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	0.03	13%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	1	0%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.2	10%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	3.5	3.3	3.4	4.9	3.4	4.4	3.6	3.3	3.5	4.9	200	2%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	6.7	3.9	4.5	7.0	3.8	4.7	6.4	4.1	4.6	7.0	200	4%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	15.8	14.1	15.0	16.3	15.7	15.9	15.6	14.6	15.3	16.3	300	5%
40	蒸発残留物	mg/L	30	30	30	44	41	43	42	38	40	44	500	9%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	0.00001	10%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.6	<0.3	<0.3	0.6	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.6	3	20%
47	pH値	—	7.4	6.8	7.2	7.2	7.0	7.1	7.3	6.9	7.1	6.8以上7.4以下	5.8以上8.6以下	
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号 ”<” は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

最小及び平均が空欄の項目は、年間の最大、最小及び平均がすべて等しいことを表します。

中屋敷浄水場系給水栓の水質状況(平成31~令和3年度)

No.	項目名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			R1-R3	R3年度	最大値/	
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値	
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100		0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと		0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003		0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005		0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01		0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.003	<0.001	<0.001	0.004	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	0.004	0.01		40%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01		0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.002			<0.002			<0.005	0.02		0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04		0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01		0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.59	0.22	0.33	0.48	0.20	0.29	0.39	0.24	0.30	0.59	10		6%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	0.05	0.8		6%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	<0.02			0.02	0.02	0.02	0.03	1		3%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002		0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05		0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04		0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02		0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01		0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01		0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01		0%
21	塩素酸	mg/L	0.08	<0.06	<0.06	0.07	<0.06	<0.06	0.08	<0.06	<0.06	0.08	0.6		13%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02		0%
23	クロロホルム	mg/L	0.010	0.002	0.005	0.008	0.002	0.004	0.010	0.004	0.006	0.010	0.06		17%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			<0.003			<0.003	0.03		0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.004	0.001	0.002	0.003	0.001	0.002	0.004	0.002	0.002	0.004	0.1		4%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01		0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.022	0.005	0.011	0.017	0.005	0.009	0.022	0.009	0.013	0.022	0.1		22%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.03		10%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.002	0.004	0.006	0.002	0.003	0.008	0.003	0.005	0.008	0.03		27%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09		0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08		0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.008	<0.005	<0.005	0.013	<0.005	0.007	0.014	<0.005	0.007	0.014	1		1%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	<0.01			<0.01			0.02	0.2		10%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3		0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1		0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	4.8	6.7	8.0	4.9	6.2	6.7	5.2	6.0	8.0	200		4%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05		0%
38	塩化物イオン	mg/L	10.7	5.9	7.9	10.9	5.5	7.2	9.0	6.5	7.5	10.9	200		5%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	43.4	19.8	31.2	31.9	17.2	23.7	28.7	21.3	23.9	43.4	300		14%
40	蒸発残留物	mg/L	99	44	67	83	46	62	78	40	62	99	500		20%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2		0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	0.00001		10%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001		0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02		0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005		0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.6	<0.3	0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.6	3		20%
47	pH値	—	7.3	6.8	7.1	7.4	6.9	7.1	7.3	6.9	7.0	6.8以上7.4以下	5.8以上8.6以下		
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと		
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと		
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5		0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2		0%

※ 記号 ”<” は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

最小及び平均が空欄の項目は、年間の最大、最小及び平均がすべて等しいことを表します。

沢田浄水場系給水栓の水質状況(平成31~令和3年度)

No.	項目名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			R1-R3	R3年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	0			0			11	0	0	11	100	11%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.002			<0.002			<0.005	0.02	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.59	0.18	0.36	0.64	0.21	0.33	0.47	0.18	0.30	0.64	10	6%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.013	0.002	0.006	0.009	0.003	0.006	0.016	0.007	0.011	0.016	0.06	27%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			0.005	<0.003	<0.003	0.005	0.03	17%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.1	2%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.019	0.004	0.009	0.014	0.006	0.009	0.022	0.011	0.016	0.022	0.1	22%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.010	<0.003	0.004	0.009	<0.003	0.004	0.013	0.005	0.009	0.013	0.03	43%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.005	0.002	0.003	0.005	0.002	0.003	0.005	0.003	0.004	0.005	0.03	17%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	1	0%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.05	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.03	0.01	0.02	0.05	0.2	25%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	5.8	4.2	5.1	5.7	4.6	5.0	4.4	4.2	4.3	5.8	200	3%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	11.2	5.6	7.1	11.1	5.6	7.4	7.9	5.7	6.5	11.2	200	6%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30.8	21.8	28.0	32.6	25.2	28.5	27.9	22.3	25.2	32.6	300	11%
40	蒸発残留物	mg/L	64	38	51	72	40	58	57	34	48	72	500	14%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000002	<0.000001	<0.000001	0.000002	0.00001	20%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.7	<0.3	<0.3	0.7	<0.3	<0.3	0.7	<0.3	0.4	0.7	3	23%
47	pH値	—	7.7	7.1	7.4	7.5	7.1	7.3	7.5	7.1	7.3	7.1以上7.7以下	5.8以上8.6以下	
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号 ”<” は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

最小及び平均が空欄の項目は、年間の最大、最小及び平均がすべて等しいことを表します。

新庄浄水場系給水栓の水質状況(平成31~令和3年度)

No.	項目名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			R1-R3	R3年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	0			0			1	0	0	1	100	1%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.002			<0.002			<0.005	0.02	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.38	0.18	0.25	0.40	0.13	0.23	0.28	0.12	0.22	0.40	10	4%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	0.06	<0.06	<0.06	<0.06			0.06	<0.06	<0.06	0.06	0.6	10%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.005	0.001	0.003	0.005	0.001	0.003	0.004	0.002	0.003	0.005	0.06	8%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			<0.003			<0.003	0.03	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	0.1	3%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.013	0.004	0.008	0.011	0.003	0.007	0.010	0.005	0.008	0.013	0.1	13%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			<0.003			<0.003	0.03	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.005	0.002	0.003	0.004	0.001	0.002	0.004	0.002	0.003	0.005	0.03	17%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	1	0%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	<0.01	0.01	0.02	<0.01	0.01	0.02	<0.01	0.01	0.02	0.2	10%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.6	4.1	4.5	5.9	4.1	5.4	5.1	4.3	4.5	5.9	200	3%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	8.8	5.6	6.5	9.1	5.4	6.4	7.5	5.3	6.0	9.1	200	5%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	19.4	17.0	18.4	20.0	19.1	19.3	17.8	17.6	17.7	20.0	300	7%
40	蒸発残留物	mg/L	48	26	38	52	30	45	52	42	46	52	500	10%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	0.00001	10%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	0.5	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	<0.3	0.6	<0.3	<0.3	0.6	3	20%
47	pH値	—	7.6	7.1	7.3	7.4	7.0	7.2	7.5	7.0	7.3	7以上7.6以下	5.8以上8.6以下	
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号 ”<” は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

最小及び平均が空欄の項目は、年間の最大、最小及び平均がすべて等しいことを表します。

生浄水場系給水栓の水質状況(平成31~令和3年度)

No.	項目名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			R1-R3	R3年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100	0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.01	30%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.002			<0.002			<0.005	0.02	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.88	0.74	0.82	0.89	0.76	0.83	0.91	0.83	0.87	0.91	10	9%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.07	0.08	0.10	0.07	0.09	0.10	0.09	0.10	0.10	0.8	13%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.07	0.07	0.09	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.09	1	9%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.06	0%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			<0.003			<0.003	0.03	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			<0.003			<0.003	0.03	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			0.014	0.014	0.014	0.011	0.011	0.011	0.014	1	1%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	0.2	0%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			0.01	0.01	0.01	0.01	1	1%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.8	11.1	11.5	12.0	11.2	11.7	11.5	11.3	11.4	12.0	200	6%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	7.5	6.9	7.2	7.7	6.7	7.2	7.3	7.1	7.2	7.7	200	4%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	117.1	107.9	113.9	114.9	104.8	110.3	110.3	107.7	108.7	117.1	300	39%
40	蒸発残留物	mg/L	206	200	203	210	204	207	226	184	200	226	500	45%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001			0.000001	0.00001	10%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	<0.3			<0.3			0	0	0	<0.3	3	0%
47	pH値	—	7.2	7.1	7.1	7.3	7.0	7.1	7.2	7.0	7.1	7以上7.3以下	5.8以上8.6以下	
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号 ”<” は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

最小及び平均が空欄の項目は、年間の最大、最小及び平均がすべて等しいことを表します。

刈屋浄水場系給水栓の水質状況(平成31~令和3年度)

No.	項目名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			R1-R3	R3年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100	0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.01	20%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.002			<0.002			<0.005	0.02	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.24	0.22	0.23	0.23	0.23	0.23	0.69	0.23	0.28	0.69	10	7%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.11	0.12	0.14	0.11	0.12	0.14	0.14	0.14	0.14	0.8	18%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	1	8%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.06	0%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			<0.003			<0.003	0.03	0%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.003			<0.003			<0.003			<0.003	0.03	0%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.03	0%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	1	0%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	0.2	0%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	<0.01			<0.01			0.01	1	1%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.4	11.1	11.7	11.4	11.0	11.2	11.3	11.2	11.2	12.4	200	6%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	7.4	6.8	7.1	7.3	7.1	7.3	7.2	7.0	7.1	7.4	200	4%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	102.2	92.8	96.2	93.9	90.9	92.7	92.9	91.1	92.0	102.2	300	34%
40	蒸発残留物	mg/L	190	180	187	202	186	194	192	163	182	202	500	40%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	<0.3			<0.3			<0.3			<0.3	3	0%
47	pH値	—	7.1	6.8	6.9	7.0	6.8	6.9	7.1	6.8	6.9	6.8以上7.1以下	5.8以上8.6以下	
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号 ”<” は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

最小及び平均が空欄の項目は、年間の最大、最小及び平均がすべて等しいことを表します。

前田浄水場系給水栓の水質状況(平成31~令和3年度)

No.	項目名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			R1-R3	R3年度	最大値/
			最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大値	水質基準値	基準値
1	一般細菌	個/mL	0			0			0			0	100	0%
2	大腸菌	MPN/100mL	不検出			不検出			不検出			不検出	検出されないこと	0%
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003			<0.0003			<0.0003			<0.0003	0.003	0%
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005			<0.00005			<0.00005			<0.00005	0.0005	0%
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.003	<0.001	0.002	0.002	<0.001	0.001	0.002	<0.001	0.001	0.003	0.01	30%
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005			<0.002			<0.002			<0.005	0.02	0%
9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.65	0.37	0.47	0.60	0.37	0.42	0.50	0.36	0.42	0.65	10	7%
12	フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05			<0.05			<0.05			<0.05	0.8	0%
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	1	0%
14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002			<0.0002			<0.0002			<0.0002	0.002	0%
15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.05	0%
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004			<0.004			<0.004			<0.004	0.04	0%
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
20	ベンゼン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
21	塩素酸	mg/L	<0.06			<0.06			<0.06			<0.06	0.6	0%
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002			<0.002			<0.002			<0.002	0.02	0%
23	クロロホルム	mg/L	0.005	<0.001	0.003	0.004	<0.001	0.002	0.004	<0.001	0.002	0.005	0.06	8%
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004	<0.003	<0.003	0.005	<0.003	<0.003	<0.003			0.005	0.03	17%
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.1	0%
26	臭素酸	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.01	0%
27	総トリハロメタン	mg/L	0.007	<0.001	0.004	0.006	<0.001	0.003	0.006	<0.001	0.003	0.007	0.1	7%
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.004	<0.003	<0.003	0.005	<0.003	<0.003	<0.003			0.005	0.03	17%
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.002	<0.001	0.002	0.002	<0.001	0.001	0.002	<0.001	0.001	0.002	0.03	7%
30	ブロモホルム	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.09	0%
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008			<0.008			<0.008			<0.008	0.08	0%
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	<0.005			0.006	1	1%
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.2	5%
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03			<0.03			<0.03			<0.03	0.3	0%
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01			<0.01			<0.01			<0.01	1	0%
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	5.2	4.2	4.7	4.9	4.1	4.5	5.0	4.0	4.5	5.2	200	3%
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.001			<0.001			<0.001			<0.001	0.05	0%
38	塩化物イオン	mg/L	7.0	5.4	6.3	7.1	6.0	6.5	6.7	6.0	6.3	7.1	200	4%
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	16.0	15.3	15.7	14.9	14.6	14.8	15.3	14.7	15.0	16.0	300	5%
40	蒸発残留物	mg/L	46	46	46	43	43	43	56	56	56	56	500	11%
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02			<0.02			<0.02			<0.02	0.2	0%
42	ジェオスミン	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001			<0.000001			<0.000001			<0.000001	0.00001	0%
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005			<0.005			<0.005			<0.005	0.02	0%
45	フェノール類	mg/L	<0.0005			<0.0005			<0.0005			<0.0005	0.005	0%
46	有機物(TOC)	mg/L	<0.3			0.3	<0.3	<0.3	<0.3			0.3	3	10%
47	pH値	—	7.3	6.9	7.1	7.1	6.9	7.0	7.2	7.0	7.1	6.9以上7.3以下	5.8以上8.6以下	
48	味	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
49	臭気	—	異常なし			異常なし			異常なし			異常なし	異常でないこと	
50	色度	度	<0.5			<0.5			<0.5			<0.5	5	0%
51	濁度	度	<0.1			<0.1			<0.1			<0.1	2	0%

※ 記号 ”<” は未満を表します。

(例) カドミウム及びその化合物<0.0003 mg/L は、0.0003 mg/L 未満

最小及び平均が空欄の項目は、年間の最大、最小及び平均がすべて等しいことを表します。

4 水質検査の項目等の設定

(1) 毎日検査項目（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ）

1 日に 1 回、色・濁り・消毒の残留効果の 3 項目の検査を行い、安全な水が供給できていることの確認を行います。検査地点は、各浄水場系統の配水ブロックの中で水道水が滞留しやすい末端付近を選定し、全 36 地点（内 2 地点は浄水場内）で行います。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表 4-1」に示します。

(2) 水質基準項目（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 1 号ロ）

水道法第 4 条の規定により、給水栓から得られる水道水は水質基準 51 項目の要件を備えるものでなければなりません。盛岡市では、この水質基準項目における定期水質検査について、各浄水場の代表となる給水栓を選定し全 15 地点で行います。なお、水道法施行規則第 15 条第 1 項により、検査項目の省略・検査頻度の緩和（「表 4-2」参照）が一部認められていますが、盛岡市ではデータ収集のため少なくとも年 1 回以上の頻度で検査を行います。

- | | | |
|---|------------------------|------------------------------------|
| ① | 過去 3 年間の最大値が、基準値の 20%超 | 年 4 回実施（省略不可） |
| ② | 〃 | 基準値の 10%超～20%以下 年 4 回実施（年 1 回に省略可） |
| ③ | 〃 | 基準値の 10%以下 年 1 回実施（3 年 1 回に省略可） |

なお、検査項目のうち「亜硝酸態窒素」、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」、「フッ素及びその化合物」及び「塩素酸」については、毎月検査項目である「塩化物イオン」との同時分析が可能のため、上記頻度に関わらず毎月検査を行います。六価クロム化合物については、令和 2 年 4 月 1 日施行「水質基準に関する省令等の一部改正等について（施行通知）」において水質基準値が強化されたことから、状況把握のため年 4 回実施します。また、盛岡市では水道法で義務付けられる定期水質検査以外であっても、浄水場の上流水源・各浄水場の原水である河川水（又は地下水）・処理工程水・浄水場の浄配水池において水質基準項目に準じた定期水質検査を行います。これらによって得られた検査結果は浄水処理にフィードバックすることで、より安全でおいしい水道水の供給に努めます。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表 4-3」、「表 4-4」及び「表 4-8」に示します。

(3) 水質管理目標設定項目（平成 15 年 10 月 10 日 厚生労働省健康局水道課長通知）

水質管理目標設定項目とは、研究等による毒性評価が暫定的であるか、または検出例が多くないものの水道水質の管理上注意すべき項目を指します。より安全でおいしい高品質な水道水を提供するため、盛岡市では水質管理目標設定項目の定期水質検査を行います。検査項目及び検査地点は、水質基準項目の定期水質検査に準じて行います。

水質管理目標設定項目の一つである「農薬類」については、当市及びその周辺市町における農薬の使用状況、毒性、環境水中への残留性、使用時期等を総合的に評価し、農薬散布時期に併せて年 2 回の検査を行います。また、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）」及び「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）」については、令和 2 年 4 月 1 日施行「水質基準に関する省令等の一部改正等について（施行通知）」により追加されたことから、年 2 回の検査を行います。当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表 4-5」に示します。

(4) 要検討項目（平成 15 年審議会答申）

要検討項目とは、研究等による毒性評価が定まらない物質や、水道水中の検出実態が明らかではな

く、情報・知見を収集中である項目を指します。

盛岡市では、水道利用者の関心が高い「ダイオキシン類」の検査を年1回行います。

(5) クリプトスポリジウム等検査項目（平成19年3月30日 厚生労働省健康局課長通知）

クリプトスポリジウム及びジアルジアは、環境中に普遍的に生息する病原性原虫であり、塩素消毒に耐性を示すことから、水道システムにおける要注意項目のひとつとして挙げられます。

盛岡市では、浄水場にろ過設備を有するなどクリプトスポリジウム等への対策を講じていますが、水源・原水の状況を精確に把握し、適切な浄水処理を実施するためクリプトスポリジウム等検査を行います。

検査項目及び検査地点は、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針及び盛岡市水道クリプトスポリジウム等対策マニュアル等の定めるところにより、全7浄水場の原水（着水井）について、クリプトスポリジウム等汚染リスク分類に基づいた検査を年4回実施します。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表4-6」に示します。

(6) 水源域環境項目

環境水を原水として浄水処理を行う浄水場においては、原水の水質が清浄であることが重要であり、特にダム湖等の停滞水域では、湖水の富栄養化が問題となる場合が国内外で多くあります。

盛岡市では、河川水の水質を把握するため、水質汚濁物質又は富栄養化関連物質の調査を、各浄水場の上流水源については年2回、各浄水場の原水である河川水では年4回行います。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表4-7」に示します。

(7) その他項目

その他、法令等により規制される項目以外のものでも、水質管理上必要な項目又はより高品質な浄水処理のため必要な調査項目について、定期水質検査を行います。

当該検査における項目・頻度・地点の詳細は「表4-5」に示します。

(8) 検査項目及び回数の詳細

水質検査項目及び回数の詳細については「表4-8」のとおりです。米内、中屋敷、沢田、新庄の各浄水場系統給水栓については代表給水栓1地点のほか、監視給水栓における水質も検査することで全体状況の把握に努めます。

表4-1 水質検査表① 毎日検査

			検査回数(回/日)		
	No.		基準値等	給水栓	法定検査回数
毎日検査項目	1	色	異常のないこと	1	1日に1回以上 (省略不可)
	2	濁り	異常のないこと	1	
	3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L以上	1	

表 4-2 定期水質検査の法令等に基づく最低頻度

No.	検査地点	米内浄水場系 給水栓	中屋敷浄水場系 給水栓	沢田浄水場系 給水栓	新庄浄水場系 給水栓	生出浄水場系 給水栓	刈屋浄水場系 給水栓	前田浄水場系 給水栓
1	一般細菌	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
2	大腸菌	"	"	"	"	"	"	"
3	カドミウム及びその化合物	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
4	水銀及びその化合物	"	"	"	"	"	"	"
5	セレン及びその化合物	"	"	"	"	"	"	"
6	鉛及びその化合物	"	3月に1回以上	"	"	"	"	3月に1回以上
7	ヒ素及びその化合物	"	3年に1回以上	"	"	3月に1回以上	年1回以上	3年に1回以上
8	六価クロム化合物	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	"	3月に1回以上	3月に1回以上
9	亜硝酸態窒素	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
12	フッ素及びその化合物	"	"	"	"	年1回以上	年1回以上	"
13	ホウ素及びその化合物	"	"	"	"	3年に1回以上	3年に1回以上	"
14	四塩化炭素	"	"	"	"	"	"	"
15	1,4-ジオキサン	"	"	"	"	"	"	"
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	"	"	"	"	"	"	"
17	ジクロロメタン	"	"	"	"	"	"	"
18	テトラクロロエチレン	"	"	"	"	"	"	"
19	トリクロロエチレン	"	"	"	"	"	"	"
20	ベンゼン	"	"	"	"	"	"	"
21	塩素酸	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上
22	クロロ酢酸	"	"	"	"	"	"	"
23	クロロホルム	"	"	"	"	"	"	"
24	ジクロロ酢酸	"	"	"	"	"	"	"
25	ジプロモクロロメタン	"	"	"	"	"	"	"
26	臭素酸	"	"	"	"	"	"	"
27	総トリハロメタン	"	"	"	"	"	"	"
28	トリクロロ酢酸	"	"	"	"	"	"	"
29	プロモジクロロメタン	"	"	"	"	"	"	"
30	プロモホルム	"	"	"	"	"	"	"
31	ホルムアルデヒド	"	"	"	"	"	"	"
32	亜鉛及びその化合物	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
33	アルミニウム及びその化合物	"	"	3月に1回以上	"	"	"	"
34	鉄及びその化合物	"	"	3年に1回以上	"	"	"	"
35	銅及びその化合物	"	"	"	"	"	"	"
36	ナトリウム及びその化合物	"	"	"	"	"	"	"
37	マンガン及びその化合物	"	"	"	"	"	"	"
38	塩化物イオン	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3年に1回以上	年1回以上	年1回以上	3年に1回以上	3月に1回以上	3月に1回以上	3年に1回以上
40	蒸発残留物	"	"	"	年1回以上	"	"	年1回以上
41	陰イオン界面活性剤	"	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
42	ジェオスミン	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	省略可	省略可	月1回以上
43	2-メチルイソボルネオール	"	"	"	"	"	"	"
44	非イオン界面活性剤	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上	3年に1回以上
45	フェノール類	"	"	"	"	"	"	"
46	有機物(TOC)	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上	月1回以上
47	pH値	"	"	"	"	"	"	"
48	味	"	"	"	"	"	"	"
49	臭気	"	"	"	"	"	"	"
50	色度	"	"	"	"	"	"	"
51	濁度	"	"	"	"	"	"	"

水道法により、これ以上の検査回数の緩和が認められていない項目

表 4-3 水質検査表② 法定定期水質検査（給水栓における水質基準項目検査）

No.	水質基準値等 (mg/L)	検査回数(回/年)							
		米内浄水場系 給水栓	中屋敷浄水場系 給水栓	沢田浄水場系 給水栓	新庄浄水場系 給水栓	生田浄水場系 給水栓	刈屋浄水場系 給水栓	前田浄水場系 給水栓	
1	一般細菌	100 個/mL	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003	1	1	1	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01	1	1	1	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01	1	4	1	1	1	1	12
7	ヒ素及びその化合物	0.01	1	1	1	1	4	4	1
8	六価クロム化合物	0.02	4	4	4	4	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04	12	12	12	12	12	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	12	12	12	12	12	12	12
12	フッ素及びその化合物	0.8	12	12	12	12	12	12	12
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	4	4	1
14	四塩化炭素	0.002	1	1	1	1	1	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05	1	1	1	1	1	1	1
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1	1	1	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	0.02	1	1	1	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01	1	1	1	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01	1	1	1	1	1	1	1
20	ベンゼン	0.01	1	1	1	1	1	1	1
21	塩素酸	0.6	12	12	12	12	12	12	12
22	クロロ酢酸	0.02	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01	4	4	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03	4	4	4	4	4	4	4
30	ブロモホルム	0.09	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	1	1	4	4	1	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3	1	1	1	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200	2	4	4	2	4	4	2
37	マンガン及びその化合物	0.05	1	1	1	1	1	1	1
38	塩化物イオン	200	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	2	4	4	2	4	4	2
40	蒸発残留物	500	1	4	4	4	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001	12	12	12	12	1	1	12
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	12	12	12	12	1	1	12
44	非イオン界面活性剤	0.02	1	1	1	1	1	1	1
45	フェノール類	0.005	1	1	1	1	1	1	1
46	有機物(TOC)	3	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5 度	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2 度	12	12	12	12	12	12	12

表 4-4 水質検査表③ 独自に行う水質検査 水質基準項目検査

No.		検査回数(回/年)				
		上流水源	浄水場原水 (河川水)	浄水場原水 (地下水源)	処理工程水 (緩速ろ過池)	浄配水池 ※1
1	一般細菌	12	12	4	14 ※2	12
2	大腸菌	12	12	4	14 ※2	12
3	カドミウム及びその化合物	4	4	4	-	-
4	水銀及びその化合物	4	4	4	-	-
5	セレン及びその化合物	4	4	4	-	-
6	鉛及びその化合物	4	4	4	-	12
7	ヒ素及びその化合物	4	4	4	-	-
8	六価クロム化合物	4	4	4	-	-
9	亜硝酸態窒素	12	12	4	12	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	4	4	-	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	4	12	12
12	フッ素及びその化合物	12	12	4	12	12
13	ホウ素及びその化合物	2	4	4	-	-
14	四塩化炭素	2	4	4	-	-
15	1,4-ジオキサン	2	4	4	-	-
16	(シス+トランス)-1,2-ジクロロエチレン	2	4	4	-	-
17	ジクロロメタン	2	4	4	-	-
18	テトラクロロエチレン	2	4	4	-	-
19	トリクロロエチレン	2	4	4	-	-
20	ベンゼン	2	4	4	-	-
21	塩素酸	-	-	-	-	12
22	クロロ酢酸	-	-	-	-	4
23	クロロホルム	-	-	-	-	4
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-	4
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-	-	4
26	臭素酸	-	-	-	-	4
27	総トリハロメタン	-	-	-	-	4
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-	4
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-	-	4
30	ブロモホルム	-	-	-	-	4
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-	4
32	亜鉛及びその化合物	4	4	4	-	12
33	アルミニウム及びその化合物	4	4	4	12	12
34	鉄及びその化合物	4	4	4	12	12
35	銅及びその化合物	4	4	4	-	-
36	ナトリウム及びその化合物	12	12	4	12	12
37	マンガン及びその化合物	4	4	4	12	12
38	塩化物イオン	12	12	4	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	4	12	12
40	蒸発残留物	2	4	4	-	-
41	陰イオン界面活性剤	2	4	4	-	-
42	ジェオスミン	12	12	4	4	- ※3
43	2-メチルイソボルネオール	12	12	4	4	- ※3
44	非イオン界面活性剤	2	4	4	-	-
45	フェノール類	2	4	4	-	-
46	有機物(TOC)	12	12	4	12	12
47	pH値	12	12	4	12	12
48	味	-	-	-	-	12
49	臭気	12	12	4	12	12
50	色度	12	12	4	12	12
51	濁度	12	12	4	12	12

※1 原水として清浄な地下水を利用する生出浄水場配水池・刈屋配水場では、No.22～31の項目の生成は抑制され、検出の可能性が低いことから検査を省略します。

※2 緩速ろ過池において、令和3年度、夏季に一般細菌の増加が見られたことから、夏季(8月及び9月)のみ月2回の頻度で検査します。

※3 沢田浄水場浄水池においては、令和3年度に上流に築川ダムが竣工したことから、異臭(かび臭)の発生状況の把握やそれに伴う浄水処理(粉末活性炭処理)への影響を監視するため、月1回の頻度で検査します。

表 4-5 水質検査表④ 水質管理目標設定項目及びその他項目

No.	項目	目標値 (mg/L)	検査回数(回/年)					
			上流水源	浄水場原水 (河川水)	浄水場原水 (地下水源)	処理工程水 (緩速ろ過池)	浄配水池	給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02	-	2	2	-	-	1
2	ウラン及びその化合物	0.002	-	2	2	-	-	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02	-	2	2	-	-	1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	2	4	4	-	-	1
5	トルエン	0.4	2	4	4	-	-	1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	-	2	2	-	-	1
7	亜塩素酸	0.6	-	-	-	-	-	-
8	二酸化塩素	0.6	-	-	-	-	-	-
9	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	-	-	-	-	-	2
10	抱水クロラール	0.02(暫定)	-	-	-	-	-	2
11	農薬類	※1	-	2	-	-	2	-
12	残留塩素	1	-	-	-	-	12	12
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	12	12	4	12	12	1 ※3
14	マンガン及びその化合物	0.01	4	4	4	12	12	1 ※3
15	遊離炭酸	20	-	2	2	-	-	2
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2	4	4	-	-	1
17	メチルtertブチルエーテル	0.02	2	4	4	-	-	1
18	有機物(全有機炭素(TOC)の量) ※3	1	12	12	4	12	12	12
19	臭気強度(TON)	3	12	12	4	12	-	2
20	蒸発残留物	30以上200以下	2	4	4	-	-	1 ※3
21	濁度	1	12	12	4	12	12	12
22	pH値	7.5程度	12	12	4	12	12	12
23	腐食性(ランゲリア指数)	※2	-	2	2	-	-	2
24	従属栄養細菌	2000(暫定)	-	-	-	-	-	2
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2	4	4	-	-	1
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	4	4	4	12	12	1 ※3
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 及びペルフルオロオクタナ酸	0.00005(暫定)	-	2	2	-	2	-
その他項目	1	電気伝導率	12	12	4	12	12	12
	2	紫外線吸光度(E260)	12	12	4	12	12	12
	3	脱塩素臭気	-	-	-	-	-	12
	4	アンモニア態窒素	12	12	4	12	12	1 ※3
	5	アルカリ度	12	12	4	-	-	2
	6	DO ※4	-	-	-	14	-	-

※1 検出値と目標値の比の和として1以下

※2 -1以上とし極力0に近づけること

※3 水質基準と共通の項目であるため、「表 4-3」の検査回数に合わせて検査を実施します。

※4 緩速ろ過池における一般細菌の関連項目として新たに年14回(月1回に加え8月及び9月のみ2回)の頻度で検査します。

表 4-6 水質検査表⑤ クリプトスポリジウム等検査とその検査回数

No.	検査地点	検査回数(回/年)							
		米内浄水場 着水井	中屋敷浄水場 着水井	沢田浄水場 着水井	新庄浄水場 着水井	生出浄水場 着水井	刈屋浄水場 1号・2号取水井	前田浄水場 着水部	
クリプト等項目	1	クリプトスポリジウム	4	4	4	4	-	-	4
	2	ジアルジア	4	4	4	4	-	-	4
	3	大腸菌	4	4	4	4	4	4	4
	4	嫌気性芽胞菌	4	4	4	4	4	4	4
	5	濁度	4	4	4	4	4	4	4

表 4-7 水質検査表⑥ 水源域環境調査

			検査回数(回/年)	
	No.	検査地点	上流水源	河川取水口
水源域 環境 項目	1	総窒素(T-N)	2	-
	2	総りん(T-P)	2	-
	3	pH値	2	4 ※
	4	COD	2	- ※
	5	DO	2	4 ※
	6	BOD	2	4 ※
	7	SS	2	4 ※
	8	大腸菌群	2	4 ※

※ 河川取水口のうち沢田浄水場築川取水口においては、河川上流部の築川ダム竣工後の影響を把握するため重点調査地点とし、検査回数を12回とします。

表 4-8 令和4年度水質検査表(全体)

(表の枠内の数字は、1年間に行う検査回数)

Main data table with columns for sampling locations (e.g., 1月以下省略不可, 1月1日省略不可) and rows for various water quality parameters (e.g., 1) 一般細菌, 2) 大腸菌, 3) カドミウム及びその化合物). Includes a legend for cell shading and a note '※ 代表給水栓'.

Summary table for water quality parameters, listing items like 81) クリプトスポリジウム, 82) ジアルジア, and 83) 大腸菌, with columns for various water treatment facilities and parameters like 86) 総窒素(T-N), 87) 総りん(T-P).

★ 定期検査と同時に計測するためカウントからは除外

採水地点図(盛岡・都南地域)

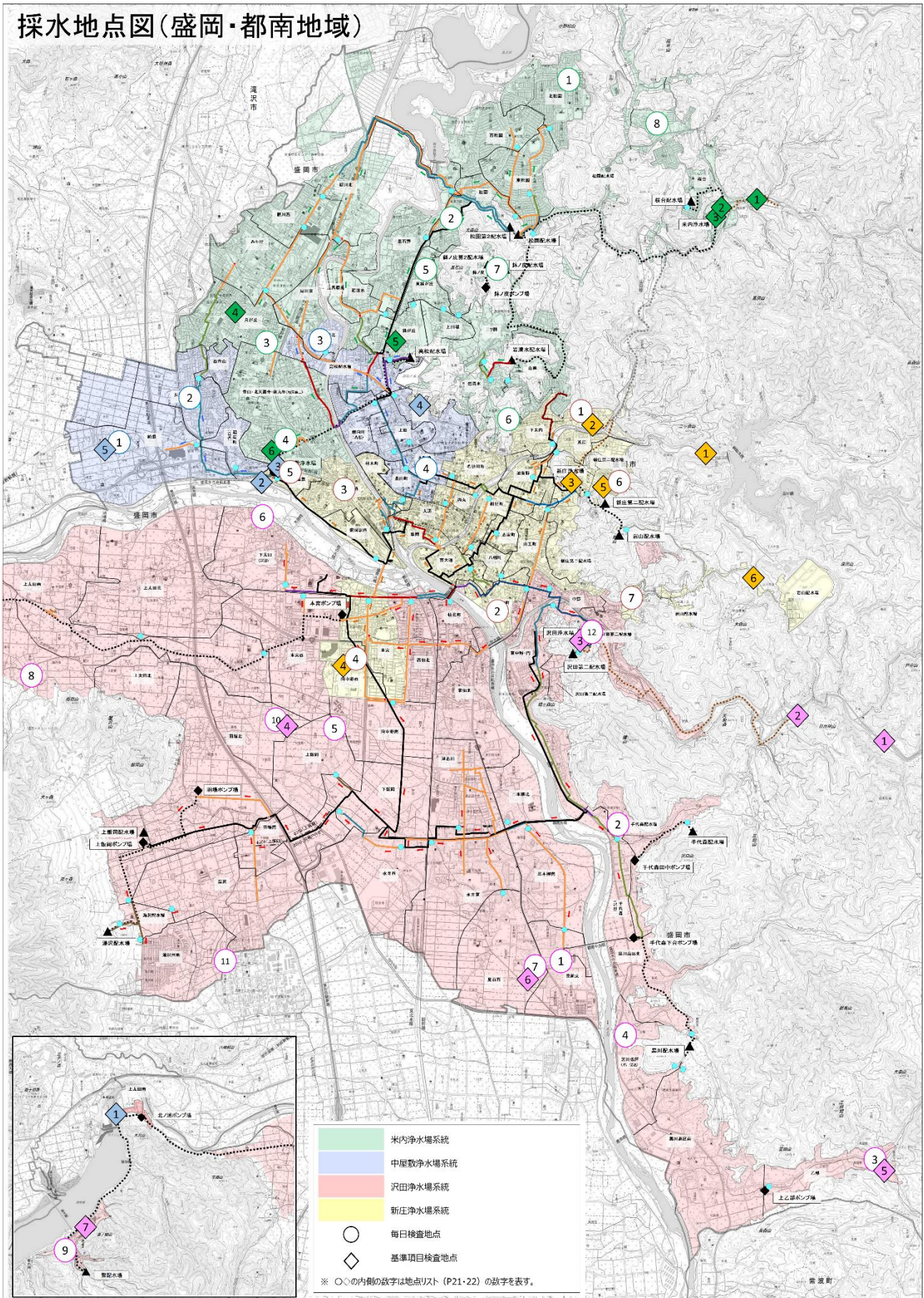


図 4-1 盛岡・都南地域採水地点図

採水地点図(玉山地域)

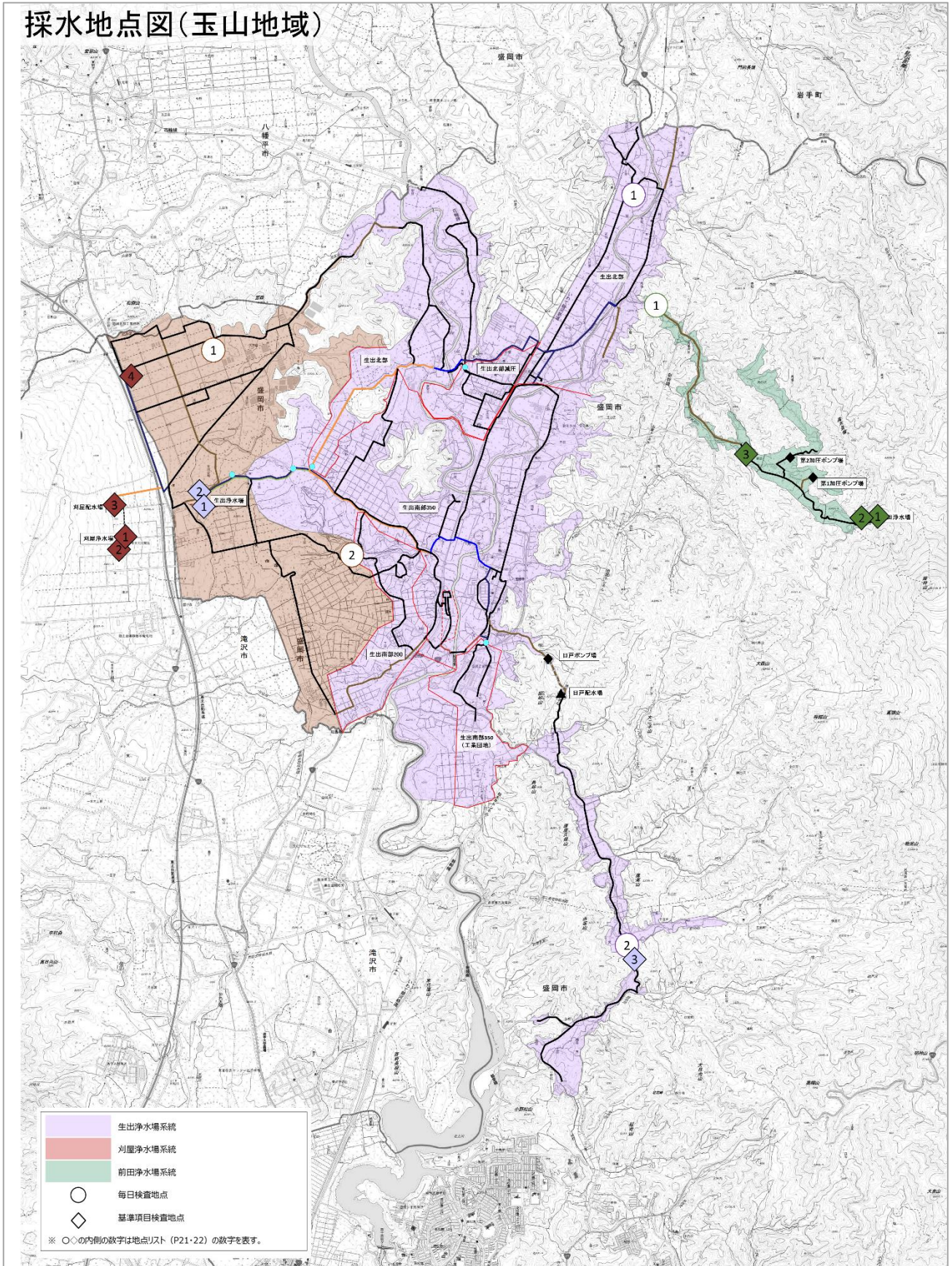


図 4-2 玉山地域採水地点図

表5-1 毎日検査地点リスト

令和4年度

No.	配水場系統	配水ブロック	所在地	記号			
米内系	松園	松園第二	北松園B	北松園4丁目	①		
			松園B	東黒石野1丁目	②		
			月が丘B	青山3丁目	③		
			松園第二・館坂橋系B	北天昌寺町	④		
		岩清水	鉢ノ皮	東緑が丘B	緑が丘3丁目	⑤	
				岩清水B	紅葉が丘	⑥	
				鉢の皮B	三ツ割字鉢ノ皮	⑦	
				桜台	桜台B	上米内字赤坂	⑧
中屋敷系	中屋敷浄水場	直送	前潟B	土淵字橋場	①		
			長橋町B	西青山3丁目	②		
		高松	上堂北B	上堂3丁目	③		
			本町通B	本町通3丁目	④		
沢田系	沢田浄水場配水池	東部幹線	手代森	見前東B	東見前5地割	①	
				手代森配水場B	手代森9地割	②	
			黒川高区 低区	乙部B	大ヶ生20地割	③	
				黒川低区B	黒川10地割	④	
		西部幹線	本宮P	繋	向中野南B	北飯岡2丁目	⑤
					下太田B	中太田新田	⑥
				湯沢	永井東B	西見前12地割	⑦
					上太田南B	猪去橋場	⑧
			繋	繋B	繋字蔭内沢	⑨	
				湯沢	羽場北B	下飯岡2地割	⑩
			湯沢B		流通センター北	⑪	
			沢田第二	沢田第二B	沢田浄水場中区	⑫	
新庄系	新庄浄水場	新庄第二	下米内B	下米内2丁目	①		
			神子田町B	神子田町	②		
			盛岡駅前通B	夕顔瀬町	③		
			向中野西B	向中野3丁目	④		
			中屋敷B	中屋敷浄水場構内	⑤		
		新庄第二配水場B	つつじが丘	⑥			
		岩山	岩山配水場B	川目15地割	⑦		
生出	生出浄水場	—	玉山永井字鳥木沢	①			
		日戸	日戸字鷹高	②			
刈屋	刈屋浄水場	—	下田字生出	①			
		—	下田字石羽根	②			
前田	前田浄水場	—	玉山馬場字馬場平	①			

表5-2 基準項目検査地点リスト

令和4年度

	No.	採水地点名	所在地	記号
米内系	1	米内川取水口	上米内字畑井野95番	①
	2	米内緩速ろ過池	上米内字中居49番	②
	3	米内浄水池	〃	③
	4	月が丘給水栓	月が丘1丁目	④
	5	高松給水栓	高松3丁目	⑤
	6	北天昌寺町給水栓	北天昌寺町	⑥
中屋敷系	7	御所ダム放流水	繫山根御所ダム	①
	8	雫石川取水口	下厨川字稲荷向27番	②
	9	中屋敷配水池	中屋敷町103番	③
	10	北山給水栓	北山2丁目	④
	11	土淵給水栓	土淵字四ツ屋	⑤
沢田系	12	築川ダム放流水	川目第1地割	①
	13	築川取水口	川目第5地割46番	②
	14	沢田浄水池	東中野字沢田7	③
	15	下飯岡給水栓	下飯岡2地割	④
	16	大ヶ生給水栓	大ヶ生20地割	⑤
	17	西見前給水栓	西見前12地割	⑥
	18	繫給水栓	繫字猿田	⑦
新庄系	19	綱取ダム放流水	浅岸二ツ森	①
	20	中津川取水口	下米内一丁目142番	②
	21	新庄配水池	加賀野字桜山86番	③
	22	向中野給水栓	向中野3丁目	④
	23	つつじが丘給水栓	つつじが丘	⑤
	24	上八木田給水栓	新庄字上八木田	⑥
生出系	25	生出浄水場着水井	下田字仲平5番	①
	26	生出配水池	〃	②
	27	日戸給水栓	日戸字鷹高	③
刈屋系	28	刈屋1号取水井	滝沢市後268番	①
	29	刈屋2号取水井	〃	②
	30	刈屋配水場	〃	③
	31	下田給水栓	下田字生出	④
前田系	32	前田浄水場着水井	玉山字姫神岳国有林第63	①
	33	前田浄水場浄水	〃	②
	34	玉山馬場給水栓	玉山馬場字前田37	③

5 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）、クリプトスポリジウム等の検査は「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」、水質管理目標設定項目の検査は厚生労働省健康局水道課長通知により行います。

6 臨時の水質検査

以下のような水質の変化があり、給水栓での水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要に応じて水源、浄水場及び給水栓などから採水し、水道法第20条に基づく臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
(へい死した魚類が多数浮遊している、臭気に著しい変化が生じる等)
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水施設の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたと思われるとき
- ⑥ その他、検査の必要を認めたとき

7 水質検査結果の公表

本計画に基づく水質検査を実施し、その結果を盛岡市上下水道局公式ホームページ、局広報誌「みずの輪」に掲載するほか、水質年報等により翌年度に公表します。

8 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給される全ての水が満たさなければならない要件であるため、水質検査結果が水質基準を遵守していることを確認する必要があります。また、得られた結果と蓄積したデータの比較等を行い、水質管理に活用します。原水の検査結果についても比較等を行い、水道水源保全対策や浄水処理工程に活用し安全で良質な水道水の供給に反映させます。

9 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、年度途中であっても検査結果や水源域の状況に基づいて随時行います。

10 水質検査の精度と信頼性の確保

盛岡市では、水質検査における測定値の信頼性確保のため、正確で精度の高い検査体制を整えています。また、水質検査を委託する場合には、水質検査の精度及び水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い検査体制を整えている検査機関（水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録機関）に委託します。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の10分の1の値を定量下限値とし、定量下限値付近において測定値のバラツキの程度を示す変動係数が無機物で10%以下、有機物で20%以下になるよう測定精度を確保します。

(2) 信頼性の確保

厚生労働省が実施する外部精度管理に参加するとともに、独自に内部精度管理を実施し、定期検査における測定が精確に行われているか検証します。

盛岡市上下水道局浄水課水質管理センターは、自らが実施した水質検査結果の精度と信頼性を確保するために、平成23年度に（公社）日本水道協会より水道GLP※の認定を取得し、令和2年1月31日には2回目の更新を受けました。



JWWA-GLP078
水道 GLP 認定

※ 「水道 GLP」とは、水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略称で、水質検査結果の精度と信頼性の確保を目的として、管理された体制の下で適正に検査が実施されたことを証明できる基準を定めたものであり、第三者機関である（公社）日本水道協会が厳正に審査し認定します。

11 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、盛岡市保健所及び岩手県環境生活部県民くらしの安全課等関係機関と連携して被害状況を把握します。
- (2) 水源で水質汚染事故が発生した場合には、北上川流域市町村で構成する「北上川水系水質汚濁対策連絡協議会」の水質事故連絡体制で情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場で所要の対策を講じ、適正な浄水処理の維持に努め、常に安全で良質な水道水を供給します。
- (3) 水道水源の共通する諸課題を協議し、水道水源の保全について必要な対策を行うことを目的に、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、矢巾町及び岩手町が北上川流域(盛岡圏)水源保全連絡協議会を設置し、連携を図っています。

問い合わせ先 盛岡市上下水道局 浄水課 水質管理センター
020-0807 盛岡市加賀野字桜山 86 番地
TEL 019-652-2961
